

# 「体制等届出」の手引き

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護) 編

## 1 届出時期

### 加算等の変更の場合

届出に係る加算等は、届出受理日の翌月（受理日が月の初日の場合はその月）から、算定を開始することができます。

(事務処理の都合上、**前月15日までに**提出するようご協力をお願いします。)

**【注】**「加算を取り下げる場合」又は「減算となる場合」は、**速やかに**「体制等届出書」及び添付書類を提出する必要があります。

※加算を取り下げる場合は、下記「4 添付書類 (21)加算の取り下げ」を参照

### 新規指定申請の場合

新規に指定を受ける場合は、指定申請書と**同時に**「体制等届出書」を提出してください。

**【注】** 指定申請書に添付する書類と重複する書類については、省略することができます。

## 2 提出先

〒700-0913

岡山市北区大供3-1-18 KSB 会館4階

岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課 施設係

TEL:086-212-1014 FAX:086-221-3010

メールアドレス:ji-shidou@city.okayama.lg.jp

## 3 提出書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書〈指定事業者用〉（別紙3-2）
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ③添付書類（下記4を参照）

## 4 添付書類

**〈注1〉** 同時に複数の項目について届出をする場合は、重複する書類は省略することができます。

**〈注2〉** 必要に応じて、下記記載の添付書類の他に書類を求めることがあります。

体制の(変更)内容	「体制届出書」の添付書類
(1) 提供サービス <b>【短期利用型】</b>	①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型共同生活介護） ・算定開始月のものを添付  ②資格証等の写し（※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付） ・認知症介護実務者研修のうち「専門課程」修了証 ・認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」修了証 ・認知症介護指導者養成研修の修了証 のいずれかであること  <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;">             (注意)              ※別途運営規程の変更（短期利用に関する項目）が必要              ・短期利用認知症対応型共同生活介護を実施すること              及びその内容・・・告示に基づき内容を定めてください              ・利用料金              ・入退去に際しての居宅介護支援専門員との連携 等           </div>
(2) 施設等の区分 <b>【一般型】</b> <b>【短期利用型】</b>	< I 型、II 型 > ●添付書類不要  < サテライト I 型、サテライト II 型 > ①本体事業所の概要 ・パンフレット等の本体事業所の概要が分かるものを添付 ②事業所と本体事業所との移動経路及び方法並びに移動に要する時間が分かるものを添付（周辺地図への記載等）  <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;">             (注意)              ※「サテライト型 I 型」、「サテライト型 II 型」に該当する場合は、区分の届出が必要で               ※本体事業所が次のいずれかに該当すること              ・事業開始以降 1 年以上本体事業所としての実績を有すること              ・本体事業所の共同生活住居の利用者の合計数が、本体事業所の共同生活住居の入居定員の合計数の 100 分の 70 を超えたことがあること           </div>
(3) 夜間勤務条件基準 <b>【一般型】</b> <b>【短期利用型】</b>	①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型共同生活介護） ・算定開始月のものを添付

<p>(4) 職員の欠員による減算の状況 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型共同生活介護） ・減算の際は、人員欠如が生じた月のものを添付 ・減算の解消の際は、人員基準を満たすこととなった月のものを添付</p>
<p>(5) 身体拘束廃止取組の有無 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>●添付書類不要 ※身体拘束廃止の取組みを行っていない場合は、提出してください。 ※減算は過去に遡及することではなく、基準を満たしていない事実が発見された月を「事実が生じた月」とします。</p>
<p>(6) 高齢者虐待防止措置実施の有無 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>●添付書類不要 ※運営基準における虐待の防止のための措置が講じられていない場合は、提出してください。 ※減算は過去に遡及することではなく、基準を満たしていない事実が発見された月を「事実が生じた月」とします。</p>
<p>(7) 業務継続計画策定の有無 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>●添付書類不要 ※減算は「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用となります。</p>
<p>(8) 3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>○事業所・施設の平面図</p>
<p>(9) 夜間支援体制 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型共同生活介護） ・算定開始月のものを添付 ②夜間支援体制加算に係る届出書（別紙 46）</p>
<p>(10) 若年性認知症利用者受入加算 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>●添付書類不要</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(注意) ※受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めること</p> </div>
<p>(11) 入院期間中の体制加算 【一般型】</p>	<p>●添付書類不要</p>

<p>(12) 看取り介護加算 【一般型】</p> <p>&lt;介護予防を除く&gt;</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型共同生活介護） ・算定開始月のものを添付</p> <p>②看取り介護加算に係る届出書（別紙 47）</p> <p>③看取りに関する指針（重度化した場合の対応に係る指針でも可） ・要件を満たす内容で整備すること</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>(注意)</p> <p>※<u>医療連携体制加算の届出</u>をしていること</p> <p>※連携先は、事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にあること。</p> <p>※看取りに関する職員研修の実施、利用者等への説明資料の作成、本人の状態の情報提供や請求に係る文書での同意等、要件について事前によく確認しておくこと。</p> </div>
--	---

<p>(13) 医療連携体制加算</p> <p>【一般型】 【短期利用型】</p> <p>&lt;介護予防を除く&gt;</p>	<p><b>【加算（Ⅰ）】</b></p> <p>加算（Ⅰ）イ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型共同生活介護） ・算定開始月のものを添付</li> <li>②資格証等の写し（看護師） 〈※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付〉</li> <li>③看護師との24時間の連絡体制が確認できる書類 ・病院、診療所、訪問看護ステーションと連携する場合は、その契約書の写し</li> <li>④医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（別紙48）</li> <li>⑤重度化した場合の対応に係る指針</li> </ol> <p>加算（Ⅰ）ロ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型共同生活介護） ・算定開始月のものを添付</li> <li>②資格証等の写し（看護師又は准看護師） 〈※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付〉</li> <li>③看護師との24時間の連絡体制が確認できる書類 ・病院、診療所、訪問看護ステーションと連携する場合は、その契約書の写し</li> <li>④医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（別紙48）</li> <li>⑤重度化した場合の対応に係る指針</li> </ol> <p>加算（Ⅰ）ハ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型共同生活介護） ・算定開始月のものを添付</li> <li>②資格証等の写し（<u>看護師</u>を職員として確保している場合） 〈※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付〉 （準看護師は算定要件を満たさないので注意すること）</li> <li>③看護師との24時間の連絡体制が確認できる書類 ・病院、診療所、訪問看護ステーションと連携する場合は、その契約書の写し</li> <li>④医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（別紙48）</li> <li>⑤重度化した場合の対応に係る指針</li> </ol> <p><b>【加算（Ⅱ）】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書（別紙48-2）</li> </ol>
--	---

<p>(14) 認知症専門ケア加算 【一般型】</p>	<p>①認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2）</p> <p>②認知症専門ケア加算に関する確認書（別紙12-2付表）</p> <p>③研修修了証の写し（※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算（Ⅰ）：「認知症介護実践リーダー研修」</li> <li>・加算（Ⅱ）：「認知症介護指導者研修」</li> </ul> <p>※上記の研修修了者に代えて、認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置も可能。下記の修了証の写し等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修</li> <li>・日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程</li> <li>・日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」</li> </ul> <p>④介護従業者、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画 ※加算（Ⅱ）を算定する場合のみ添付</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>（注意）</p> <p>※利用者の総数に占める【日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはMの者】の割合（2分の1以上）については、届出日の属する月の前3月の各月末時点の利用者数の平均で算定すること。また、届出月以降においても、毎月において直近3月間の割合を満たす必要があること。（<u>割合を毎月記録すること。</u>） （よって、事業開始3月目までは届出できない。）</p> <p>※加算（Ⅱ）については、【日常生活自立度Ⅲ以上の者】が10名未満の場合のみ、「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者研修」の両研修を修了した者又は、認知症ケアに関する専門性の高い看護師を1名配置することで算定可能。（10名以上の場合は別々に配置が必要）</p> </div>
<p>(15) 認知症チームケア推進加算 【一般型】</p>	<p>①認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙40）</p> <p>②認知症チームケア推進加算に関する確認書（別紙40付表）</p> <p>③研修修了証の写し（※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算（Ⅰ）：「認知症介護指導者養成研修」及び「認知症チームケア推進研修」</li> <li>・加算（Ⅱ）：「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症チームケア推進研修」</li> </ul> <p>④複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいることが確認できる書類</p>

<p>(16) 科学的介護推進体制加算 【一般型】</p>	<p>●添付書類不要</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(注意) ※科学的介護情報システム（LIFE）への ①利用申請手続き ②データ入力及びフィードバック機能の利用が必要</p> <p>※算定開始月の前月25日までに利用申請手続きが必要なことに留意すること</p> </div>
<p>(17) 高齢者施設等感染対策向上加算 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>【加算（Ⅰ）】</p> <p>①高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35） ②第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることがわかる書類 ※第二種協定指定医療機関が令和6年4月以降に締結を開始することより、令和6年9月末までの間は、現に感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関との連携で差し支えない。 ③協力医療機関との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応の取り決めが分かる書類 ④医療機関における研修又は訓練の参加報告書 ※令和7年3月31日までに、医療機関等に研修又は訓練の実施予定を確認し、当該訓練に参加できる目途があれば算定可。</p> <p>【加算（Ⅱ）】</p> <p>①高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35） ②医療機関による実地指導の実施報告書</p>
<p>(18) 生産性向上推進体制加算 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>①生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28） ②委員会の議事録 ③生産向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果（別紙28付表） ※③は、加算（Ⅰ）を算定する場合のみ添付 ※加算（Ⅰ）（Ⅱ）ともに、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。</p>

<p>(19) サービス提供体制強化加算 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>①従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・届出月の前月分（届出日が月の初日である場合は前々月分）を添付 ※ 前年度の実績が6月以上ある事業所の場合については、算定開始月が4月である場合を想定した記述となっています。 前年度の2月の勤務実績表を添付すること。</p> <p>②資格証等の写し（※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付） ・上記①「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した従業者に係るものを添付 「介護福祉士」のみ</p> <p>③サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-6）</p> <p>④サービス提供体制強化加算に関する確認書（別紙14-6付表）</p> <p>⑤サービス提供体制強化加算に係る勤続年10年以上又は7年以上の者の状況（別添9） ※加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）で勤続年数に係る要件を用いる場合のみ</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（注意） ※新規指定時は算定不可。（3月以上の実績が必要） ※毎年度確認を行い、状態が変更される場合は届出すること。</p> </div>
<p>(20) 介護職員等処遇改善加算等 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>○事業者指導課ホームページ 「介護職員等処遇改善加算等の「計画書」について」を参照</p>
<p>(21) 加算の取り下げ 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>○従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（認知症対応型共同生活介護） 【算定要件を満たしていた最終月のものを添付】</p>
<p>(22) LIFE への登録 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>●添付書類不要</p>
<p>(23) 割引 【一般型】 【短期利用型】</p>	<p>①地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5-2）</p> <p>②運営規程 ・割引率について具体的に記載すること</p>